

医政総発0331第1号  
職需発0331第3号  
令和3年3月31日

各都道府県

医政関係担当課長 殿

厚生労働省  
医政局総務課長  
(公印省略)  
職業安定局需給調整事業課長  
(公印省略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令  
第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第2条第1項により、病院等における医療関係業務について労働者派遣事業を行うことは原則として禁止されておりますが、医療に係る派遣就業の場所が同項に規定する「へき地」にある場合には、労働者派遣事業（以下「へき地派遣」という。）を行うことが認められております（※）。「へき地」に該当する市町村については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成18年厚生労働省令第70号。以下「へき地省令」という。）で定められているところです。

（※）令和3年4月1日より、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関連業務についても、当該業務に係る派遣就業の場所が「へき地」にある場合には、労働者派遣事業が可能となる。

今般、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第84号。以下「令和3年改正省令」という。）により、別添のとおり、へき地省令の一部を改正することとしました。

令和3年改正省令については、本日公布され、令和3年4月1日より施行されることとなります。

今回の改正にあたっては、①施行日より前に、令和3年改正省令により「へき地」に該当しなくなる市町村を就業場所として、へき地派遣を行うことを内容とする旨の労働者派遣契約を締結していた場合、当該契約に基づいて行われる労働者派遣に限り、当該市町村を「へき地」とみなす、②施行日から5月1日までの間に締結された労働者派遣契約において、令和3年改正省令により「へき地」に該当しなくなる市町村に対して、へき地派遣

を行うことを内容とする旨の労働者派遣契約を締結した場合、当該契約に基づいて行われる労働者派遣に限り、当該市町村を「へき地」とみなす旨の経過措置を設けています。

制度の趣旨を御了知いただくとともに、貴管内の医療機関や関係団体等への周知をお願いいたします。

照会先：

職業安定局需給調整事業課

需給調整係 中澤

03-5253-1111（内線5745）